

教育福祉常任委員会議事録 (3/2/2016)

○委員長(森谷宏君) これより陳情の審査を行います。

受理番号、陳情 28—3—1 東初富テニスコートの人工芝を早急に張り替えるとともにコート数3面を4面に増改修することを求める陳情を議題といたします。

審査の参考上、当局から現在の状況について説明願います。

◎文化・スポーツ課長(犬塚俊雄君) 東初富テニスコートは、スポーツ施設の整備充実を目的としまして、平成3年11月に東初富1丁目地先に設置いたしました。施設の概要でございますが、面積は4,991平方メートル、砂入り人工芝のコート面3面、利用者のための便益施設としてトイレや更衣室等のある管理棟1棟、31台分の駐車場などを備えております。

このテニスコートは、設置されてから約25年が経過していることに加えまして、稼働率も毎年90%前後と極めて高いことから、老朽化、特に人工芝面の劣化が進行しております。これまでは指定管理者と市が一体となり、部分的な補修を適宜行ってきたところですが、本格的な改修工事が必要であるということは認識しております。このため市全体の事業の優先度や財政負担などを考慮した中で、人工芝の全面張りかえやネットフェンスの再設置などを含めた本格的な改修工事を平成30年度に行うべく、第3次実施計画に計上してございます。

なお、スポーツ施設といたしましては、平成25年度に多額の予算を投じて福太郎テニスコートの大規模改修工事を実施し、テニスコートを1面ふやしておりますが、今後5億6,000万円という多額の経費を必要とする陸上競技場の本格的な改修事業も平成28年度以降予定してございます。こういったことから、東初富テニスコートの改修工事につきましては当初の予定どおりの平成30年度とし、その間は利用に支障のないよう適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

また、陳情項目にありますコートの1面増設につきましては、テニスコートエリアの拡張が必要であり、そのことにより駐車スペースの確保が難しくなるとともに、管理棟の新設などに伴う費用の増額が見込まれます。さらに、コートの向きを90度変えますと、コートの長辺が東西方向となり、東側エンドでプレーするプレーヤーは、今以上に西日が目に入る懸念が考えられ、コートとコートの短辺、いわゆるベースラインのプレーヤーが背中合わせとなることや、他のコートへのボールの進入による危険性の発生が考えられる等、解決すべき問題が幾つも生じるおそれがあります。これらのことから、東初富テニスコートの改修工事につきましては、現在の市の計画を基本として行ってまいりたいと考えております。

○委員長(森谷宏君) 以上で当局からの説明が終わりましたので、質疑等の発言を許します。

◆委員(津久井清氏君) このテニスコートについての陳情ですが、私も軟式ですけれども、時々やったりするので、よくわかるのですけれども、生涯スポーツ都市宣言、そしてまた国のスポーツ基本法、こうした追い風といいますか、そういう中でいろいろ意見はあったにしても、アーチェリー場や弓道場、また陸上競技場、巨額の経費をかけて生涯スポーツ都市宣言にふさわしい方向をとりつつあるというふうに認識をしております。

この陳情に関しましては、私も内容的には十分理解できるところなのですが、よく精査しますと、平成30年にやるということが予算に明確に打ち出されておりました、今平成28年というような状況になっているわけですが、スポーツはテニスだけではありませんので、いろいろあると思うのですが、やはりこういう状況の中で、できるだけ早目に着手できるような努力をしてもらえないだろうかという気があるのですが、いかがですか。

◎文化・スポーツ課長(犬塚俊雄君) 危険性が見込まれる場合には、適宜的な補修をこれまでと同様に行い、安全で適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。抜本的な大改修につきましては、平成30年度に実施したく、ご理解をいただきたいと思っております。

◆委員(三橋一郎君) 先ほどの冒頭の行政のほうの答弁である程度はわかりましたが、いま一度この陳情の中身を少し確認させていただきます。

最初の上段のほうで、この人工芝の耐久年数というか、大分ほころびていますよということなのですが、そこら辺の認識はしていますよということでありました。そうしますと、その次の認識なのですが、普通考えた場合、球技を扱う施設というのは、この文言にあるようなでこぼこというか、つぎはぎがあってはいけない施設だと思うのです。私が一番懸念するのは、バウンドが変わることはまだいいですが、人がそこにつまずいて、大けがする可能性が私はあるのだろうと思うのです。本来でいくと、つまずいて足をくじいたり、これはないはずなのです、絶対に。今までこういうようなけがをしたとか、足をくじいたとか、そういうような情報というのは行政はつかんでいますか。

◎文化・スポーツ課長(犬塚俊雄君) 施設に起因するけが等の報告はいただいておりません。

◆委員(三橋一郎君) でも、小さな足をくじいたとか、そういうのは私はあるべきだと。ただ、それを申請しないだけなのではないのか。こういう施設というのは、そういうでこぼこがあってはいけない施設ですから。砂の場所だったら、まだずっと流れますけれども、でこぼこがあるとそこでどうしてもつまずきますから。

次に、文書の中で、中学生の大会とか市民大会を実施しているということですが、具体的にどのような大会なのか、再度教えてください。

◎文化・スポーツ課長(犬塚俊雄君) 市のテニス協会が主催する市民大会ですとか、小中体連が主催する中学生の主に新人戦でこの会場が使われております。

◆委員(三橋一郎君) そのときに参加する中学生あたりは言わないのだろうけれども、市民大会に参加した大人の方から、もう少し早くそういうような施設の改善、この辺をしてほしいというような要望はありますか。

◎文化・スポーツ課長(犬塚俊雄君) テニス協会等団体からは、そのような要望はいただいてございません。

◆委員(三橋一郎君) それで、この文言の中で1面をふやしてほしいと、またふやせるのではないかという要望の中で、先ほどの答弁の中では、これ物理的に、技術的にどうなのということを知りたいのですが、つくればいいというものでもないのですね。これはつくっても、ほかのプレーヤーの邪魔になるとか、ある程度の空きスペースというのは、当然必要なことなのです。ただ、既にできている福太郎テニスコートも結構まぶしいよとか。東初富もまぶしいからなのか、技術的に他のプレーヤーの迷惑になるから、4面つくらないことはないのだけれども、3面にしたいよと。それはその続きに、休憩所とかそういう新設も含めてという文言があるのですが、再度そこら辺を教えてください。

◎文化・スポーツ課長(犬塚俊雄君) 現在の東初富テニスコート部分の広さは、東西で54メートル、南北37メートルとなっております。3面のコートを並列にして、長軸、いわゆるサイドラインをほぼ南北方向に配置してあります。並列するコートの間は6メートル、ベースラインと外周フェンスの間が6.6メートル、サイドラインと同じく外周フェンスの間は4.5メートルありまして、これが公益財団法人日本体育施設協会が発行しております屋外体育施設の建設指針、いわゆるガイドラインで定めております硬式テニス及び軟式テニスの公式試合の基準にほぼ合致しております。これを陳情のような方向を変えて4面に増設して、さらに協会の定める基準に基づき配置しますと、東側がもう通学路となっており、余裕がありませんので、西側、つまり駐車場側に約20メートル、それから南北方向に1メートル拡張する必要が生じます。このことから、コート面を1面ふやすということは困難であると考えております。

◆委員(三橋一郎君) 再度確認します。この陳情の中で平成30年度に約5,000万円近くをかけて改修するという予定があるという文言になっておりますが、それではどのような改修の内容になるのか。

◎文化・スポーツ課長(犬塚俊雄君) 改修の概要でございますけれども、まずテニスコート部分につきましては、テニスコートの人工芝を撤去いたしまして、全面に新しく張りかえます。それから、ネットポストも老朽化しておりますので、それも全部取りかえます。それから、ネットフェンスの撤去及び再設置、それからテニスコートの出入り口のコンクリート、これを取り壊します。また、駐車場部分につきましては、駐車場及び駐輪場のラインを引き直すこと。それから、その他の部分といたしましては、今壁打ち

練習用コートがありますけれども、その部分の補修等を考えております。そのほかネット等備品購入もあわせて考えております。

◆委員(三橋一郎君) 最後になりますけれども、3面から4面に1面ふやしてほしいよという要望の中で、平成30年度の予定ですか、これはその1面をふやす予定があるのかないのか。先ほどの答弁からすると、技術的に国の云々とか、そういう大会云々を考えた場合にできないのかなと思うのですが、そこら辺をお願いします。

◎文化・スポーツ課長(犬塚俊雄君) 4面に増設することは困難であると考えております。

◆委員(勝又勝君) 今三橋委員のほうから少し出たのですけれども、このテニスコートの設置基準という国の指針に照らし合わせて現状でどれくらい合っているのか、同じような質疑になってしまうのですけれども。要は、陸上競技場なんかもアンツーカーを今剥がしてしまった状態で、砂地の濃いところで、なかなか競技は難しいのかなど。そういういろいろなスポーツ団体から要望があってやらなければいけないのを、要望を整理して当局のほうでは順番を決めて予算組みしてきていると思うのだけれども、やはり基準に合っていないと、大会をやったときの記録というのは認められないというのがよく陸上競技なんかでもあると思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

◎文化・スポーツ課長(犬塚俊雄君) 先ほどお答えさせていただきましたけれども、この公益財団法人で定めております一つの基準、これが国際的なスタンダードとなっておりますことから、やはりこれは尊重すべきものだ、このように考えております。

◆委員(勝又勝君) そのスタンダードの基準の中で、ふやした場合というか、コートとコートの間というのですか、距離みたいなのも基準の中にありますね。

◎文化・スポーツ課長(犬塚俊雄君) 当然ながら数字はございます。現状の中でこれを4面配置いたしますと、この基準は全く満たしません。

◆委員(勝又勝君) それで、テニスコートを時間単位で貸していると思うのですけれども、今まで補修とかやってきた中で、使用料というのは変わっていないのですか、途中で値上げしたとか、今後もしふやすようなことになったら、大がかりな費用がかかった場合、やはり少しの負担は求められるようになってしまうのかどうか、確認したいのですけれども。

◎文化・スポーツ課長(犬塚俊雄君) 使用料については、開設当初から同一金額で推移してございます。また、今後の使用料につきましては、全体の使用料の見直しの中で検討していく課題だと考えております。

◆委員(津久井清氏君) 3面と4面の問題についていろいろ質疑が出てきて、相当後ろからサーブを打ったりするケースが多いから、果たしてこの間がいいのかなんて、昔やっていたことを振り返って思い出したのですけれども、それやこれや大変細かい論理になってきて、細かいといってももちろん基準を満たさなければ公式試合できないわけですから、その辺少し迷っているところなのだと思います。

1つ聞きたいのは、先ほどの私の質疑の答弁に、平成 30 年度に根本的改修するが、それまでに必要なところは小改修というか、補修をなさるといような話がありましたけれども、その辺についてもう少し詳しくお聞かせください。

◎文化・スポーツ課長(犬塚俊雄君) 具体的にいついつということではございませんけれども、直近でいいますと、平成 23 年度からこの平成 26 年度にかけても 22 力所ほど部分改修をさせていただいております。このことから、残りの中で適宜部分補修は必要だという認識でいますので、それに基づいて、状況に基づき実施していきたいと、このように考えております。

◆委員(津久井清氏君) それはぜひやっていただきたいと思います。やっぱりこの点、図面が出てしまっているのですね、別表2の3面を4面に増改修した概念図。これも陳情の中に入っていますから、この3面を4面にしろというのも陳情に入っているのです、私も正直言って悩んでいるところなのです。テニスは結構公式試合多いのですね、中学校でも。公式試合できないテニスコートをつくっても余り意味ないですから。そういうものも含めて、ここで委員会で細かいことをいろいろやっていられないと思うのですけれども、大変基本的に直すべきだということでは多くの委員も私も一致しているのではないかと思う。コート4面化の問題とか、様々な問題がこの中に含まれているなと思って、少し悩ましいということです。質疑ではありません。私の考えです。

○委員長(森谷宏君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長(森谷宏君) なければ、以上で質疑等の発言を打ち切ります。

次に、賛否等の意見を許します。

◆委員(津久井清氏君) 少し今言ってしまったのですけれども、基本的にはやっぱりスポーツ施設は生涯スポーツ都市宣言というでかい看板を鎌ヶ谷市は掲げているわけですから、やはり私も陸上競技場の問題を一般質問させてもらったのですけれども、やはりあれでは困るという話をここでは繰り返しませんけれども、テニスコートも同じだと思うのです。しかも、新しいスポーツが今ふえていますから、そういうものに対しても配慮しなくてはいけない。あれやこれやスポーツをめぐる状況は、国も含めて活発化させるべきだというのは基本だと思います。ですから、このテニスコートについても当然先ほど補修するとおっしゃっていましたから、それをやっていただきたいと思います。

基本的には、内容は賛成なのですが、ただ平成 30 年度に根本改修をするということがここに記されております。また、先ほど触れてしまいましたけれども、テニスコートを3面から4面にすることは、果たしてオフィシャルな試合に使えなくなる可能性もあるし、ここはもう少し専門的に点検しなくてはいけないと思う。つくってしまっただけから直すということはほとんど不可能ですから。それやこれやで、私は当初これ全部

いいのではないかと考えていたら、だんだんいろいろな問題が出てきていますので、継続審査を主張します。

◆委員(三橋一郎君) 私は、この陳情に対しまして賛成の討論をしたいと。ただ、この陳情の内容には2つ違うことがあるのです。1点目は、早期に直してくださいよと。もう一点目は、3面をもう一面ふやしてくださいと。ただ、先ほどのお話の中で、1面をふやすということが技術的にはできても、それが対外的とか、そういうような規定に合ったような施設にはならない可能性が強いよということなのですね。そうすると、部分採択は我々もできませんので、この2つの中で部分採択できなかった場合どうするかというと、一つは大きなこの陳情に対して考え方として、陳情者の意向を酌むと、願意を酌んで、我々は賛否を問うと。その中で先ほどの4面にした場合には、公とかそういう施設に使いにくくなりますよというのは、当然陳情者のほうも素人ですから、計算して陳情を上げるわけではありません。そこら辺を踏んで、特に今の財政を見ましたら、市長以下執行部の皆様のご努力によりまして、本当に財政的にはよくなっております。こういうスポーツにその財力を平成30年ではあと3年あるわけです。3年の中で私が一番危惧するのがけがです。ここら辺を考えた場合に、ぜひともこれいわゆる部分採択ができませんが、この内容だけの願意を酌んで、採択したいなと思います。

◆委員(中村潤一君) 今、私はこの陳情書を見まして、実際に困っていることはすぐ直してやったほうが良いと思いますが、この陳情28—3—1 東初富テニスコートの2点、1つが人工芝を早急に張りかえること、それかもう一つがコート数3面を4面に増改修するという内容の陳情については、今までの議論から考えると、私は不採択でよいと思っております。

先ほどの話がありましたように、平成3年に設置され、20年以上経過して、その間コートの補修については指定管理者と市が一体になって、必要に応じて先ほど22カ所ほど行っていたという話もあります。また、この本格的な改修が必要だということは平成30年に予算化をして、人工芝の張りかえ並びにネットフェンスの再設置など計画をしているということであり、それは部分的な補修を行う中で対応をそれまでできるのかなと思います。また、一刻も早い本格的な改修工事は必要と考えておりますが、先ほど来話があった陸上競技場の整備等々まだ控えておりますので、その間までは安全に、三橋委員がおっしゃるよう、安全にプレーができるよう、今の状態を維持して使っていただければと。

また、1面ふやすということについては、先ほど基準に沿って、国際的な基準に沿ってはできないというようなことであり、その他の経費も増額が見込まれているということと、それから向きが変わると太陽が目に入るというようなことが先ほど来説明にあったところであり、そのようなところから、この陳情そのものにあるコート面の増設や設置の向きの変更については、実現には適さないと考え、本陳情に対しては不採択ということで意見を申し上げます。

○委員長(森谷宏君) ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長(森谷宏君) なければ、以上で賛否等の意見を打ち切ります。

先ほど閉会中の継続審査にすべきであるという意見がございましたので、まず本陳情を閉会中の継続審査とすることについてお諮りいたします。

本陳情を閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○委員長(森谷宏君) 起立少数であります。

よって、受理番号、陳情 28—3—1は閉会中の継続審査としないことに決しました。

続いて、お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○委員長(森谷宏君) 起立少数であります。

よって、受理番号、陳情 28—3—1は不採択と決しました。

以上で付託事件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果の本会議への報告については、委員長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長(森谷宏君) ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前10時49分